

「三島市フードロスゼロ推進店」実施要項

（目的）

第1条 この要項は、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む事業者を「三島市フードロスゼロ推進店」（以下「推進店」という。）として認定し、事業者から排出される食品ロスを削減するとともに、推進店の取組を通じて、広く市民の食品ロス削減に対する意識を醸成することを目的とする。

（対象事業者）

第2条 推進店の対象となる事業者は、三島市内で食品小売業、飲食業、宿泊業、食品製造業、食品卸売業、その他食品を提供する事業を営む者（以下「事業者」という。）とする。

（認定要件）

第3条 次の各号に掲げる取組項目を、1項目以上実践している事業者を推進店として認定できるものとする。

(1) 食品提供量の調整・適量販売

例：ばら売り、量り売り、小盛メニューの設定

(2) 特典等の付与

例：賞味・消費期限前の値引き販売

(3) 食品ロス削減の啓発

例：ポスターや店舗ホームページを活用した啓発

(4) 持ち帰り希望者への対応

例：食べ残しの持ち帰り用容器の提供

(5) 売れ残り商品・規格外商品の有効活用

例：フードドライブ、こども食堂への食材提供、飼料化、堆肥化

(6) その他食品ロスを削減するための取組

例：需要予測に基づいた仕入

（取組内容）

第4条 推進店は、次の各号に掲げる項目に取り組むこととする。

(1) 市長から交付された啓発物品等（ステッカー等）を掲示すること。

(2) 前条で選択しなかった項目についても取組の実践を検討するなど、さらなる食品ロス削減に努めること。

(3) 市が実施する食品ロス削減に関する取組及び各調査への協力に努めること。

(申請等)

第5条 推進店として認定を希望する事業者は、「三島市フードロスゼロ推進店認定申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市長へ提出する。

2 市長は、提出された申請書の内容を確認し、認定要件を満たしていると認められる場合は、認定を行い、申請者に対しステッカー等を交付するものとする。

(認定内容の変更)

第6条 推進店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、「三島市フードロスゼロ推進店認定内容変更届」(様式第2号)を市長へ提出するものとする。

(認定の中止)

第7条 推進店は、閉店等の理由により第3条に示す取組項目が実施できなくなった場合は、「三島市フードロスゼロ推進店認定中止届」(様式第3号)を市長へ提出するとともに、速やかに啓発物品等の掲示を取りやめるものとする。なお、啓発物品等の返却は不要とする。

2 市長は、提出された「三島市フードロスゼロ推進店認定中止届」(様式第3号)の内容を確認し、ホームページ等の掲載情報から削除する。

(認定の取消)

第8条 市長は、推進店が第3条のいずれの要件も満たしていない場合や、信用を失墜する行為を行うなど推進店として適当でないと判断した場合は、推進店に「三島市フードロスゼロ推進店認定取消通知書」(様式第4号)を送付し、認定を取消することができる。

2 認定を取消された推進店は、速やかに啓発物品等の掲示を取りやめなければならない。なお、啓発物品等の返却は不要とする。

(推進店の紹介)

第9条 市長は、認定した推進店を市のホームページ等で紹介するものとする。なお、申請者は、申請書の提出により店舗情報等を市のホームページへ掲載することを承諾したものであるものとする。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年7月26日から施行する。